

事 務 連 絡
令 和 8 年 7 月 1 日

都道府県民生主管部（局）	御中
国民健康保険主管課（部）	
後期高齢者医療主管課（部）	
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局	
全国健康保険協会	
健康保険組合	
健康保険組合連合会	
関係各省共済組合等所管課（室）	

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

健康保険証の有効期限終了に伴う今後の医療機関・薬局の受診時等の対応について
(周知)

医療保険制度の円滑な運営と、オンライン資格確認の円滑な運用に当たり、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年12月2日に、全ての発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、医療機関・薬局の窓口では、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）による資格確認を基本とした運用となっております。

他方で、期限切れに気がつかずに健康保険証を引き続き持参してしまった患者等に対しては、本年7月末までの暫定的な対応として、医療機関・薬局において、必要な対応を行った上で、3割等の一定の負担割合を求めることとするとともに、次回以降はマイナ保険証か資格確認書の持参を呼びかける運用を、医療機関・薬局に向けてお示ししているところです。

今般、この暫定的な対応の終了に当たり、周知用のリーフレットを別添のとおり作成しておりますので、周知いたします。都道府県におかれましては、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いいたします。